

○国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則

平成17年3月24日
法人細則第11号

改正 平成18年法人細則第26号

平成23年法人細則第7号

平成23年法人細則第37号

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程（平成17年法人規程第37号。以下「成果有体物取扱規程」という。）第16条の規定に基づき、成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 成果有体物取扱規程第8条に規定する契約に係る契約書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。ただし、当該様式によりがたい場合にあつては、法人と法人以外の機関との協議により、作成するものとする。

(学長への報告に係る様式等)

第3条 成果有体物取扱規程第14条に規定する法人細則で定める様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 成果有体物取扱規程第14条に規定する報告は、当該成果有体物の提供又は受入れのあつた年度の翌年度の4月末日までに行わなければならない。

(退職に伴う成果有体物の処分に係る様式)

第4条 成果有体物取扱規程第15条に規定する法人細則で定める様式は、別記様式第3号のとおりとする。

附 則

この法人細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18.7.5法人細則26号）

この法人細則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学成果有体物取扱細則の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平23.1.27法人細則7号）

この法人細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人細則37号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

成果有体物提供契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の職員が創作又は取得した成果有体物を乙に提供するに当たり、以下のとおり成果有体物提供契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（成果有体物の提供）

第1条 甲は、乙に対し、別紙に規定する条件において成果有体物を提供する。

2 甲は、乙に対し、当該成果有体物に関連する情報であって、研究の実施に当たり必要と判断するものを開示するものとする。

（代金の支払）

第2条 乙は、別紙に規定する成果有体物の提供代金を、当該成果有体物を受領した日の翌日から起算して30日以内に甲の指定する銀行口座に支払うものとする。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、甲に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金については、免除する。

（成果有体物の受領）

第4条 乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、成果有体物の引渡し等に要する費用を負担するものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、提供を受けた成果有体物を別紙に規定する目的以外に使用してはならないものとし、当該成果有体物を第三者に提供し、及び臨床目的に使用してはならない。

（秘密保持）

第7条 本契約において秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものとし、乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約により甲から提供又は開示を受けた成果有体物に係る秘密情報のすべてを秘密にしなければならない。

- (1) 甲から乙に対し、秘密である旨の表示がなされた書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等により開示された情報
 - (2) 甲から乙に対し、秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ、開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に当たらないものとする。
- (1) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に乙の所有に属するものであって、書面でこれを証明できるもの
 - (2) 甲から提供又は開示を受けた時点で、既に公知であるもの
 - (3) 甲から提供又は開示を受けた後において、第三者の公表により、又は乙の責に帰すべからざる事由により公知となったもの
 - (4) 甲から開示を受けた後において、正当な権限を有する第三者から、乙が秘密保持の義務を負うことなく入手したもの
 - (5) 甲から提供を受けた情報に基づかないで、乙において独自に開発又は取得した情報であって、これを書面で証明できるもの
 - (6) 甲から事前に第三者への開示について、書面により承諾を得たもの

(研究成果の公表等)

第8条 乙は、提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果の公表を行うときは、甲に対し、事前に書面により公表の方法及びその内容を通知するものとする。

- 2 公表を行うに当たり、乙は甲から提供を受けた成果有体物に係る研究成果又は成果有体物を基礎とする研究成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 乙は、甲から提供を受けた成果有体物に係る秘密情報の内容を公開しようとするとき、又は成果有体物に関連した発明若しくは考案を出願しようとするときは、甲と事前に、権利の帰属、持分及び出願手続等について協議するものとする。

- 2 甲は、乙が提供を受けた成果有体物に関連して改変をなした場合には、その権利の帰属及び取扱いについて、乙と協議の上、決定するものとする。

(非保証)

第10条 甲が提供した成果有体物は、研究開発の際に生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、明示・黙示を問わず一切の保証をしないものとし、甲は乙の成果有体物の保有及び保有により発生したいかなる結果についても責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

(契約の終了)

第11条 本契約の有効期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。ただし、甲及び乙が協議の上、当該期間を延長又は短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第8条の規定は、契約終了後も〇年間有効とし、第9条及び前条の規定の効力は消滅しないものとする。

(契約終了後の成果有体物の取扱い)

第12条 乙は、本契約が終了したときは、別紙に規定する方法により成果有体物を取扱うものとする。ただし、秘密情報については、甲の指示に基づき、当該秘密情報を保有する書類・図面・写真・磁気テープ・フロッピーディスク等を廃棄又は返却するものとする。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が成果有体物の提供代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないときは、甲又は乙の一方から本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第14条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約は、日本国法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号
国立大学法人筑波大学分任契約担当役
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別 紙

提供を行う成果有体物の条件	
項 目	内 容
成果有体物の名称及び内容（数量）	
提 供 代 金（円）	
成果有体物の使用 目的等	研究開発を実施する部署
	使 用 目 的
本契約終了後の成果有体物の取扱い	

